

投票区等の見直しについて



令和4年1月

さぬき市選挙管理委員会

1 はじめに

この見直しは、市内同一の基準で投票区を設定することにより、投票区の数や投票所までの距離、有権者数などに関する地域（旧町）間、投票区間の不均衡を緩和し、ひいては、市民の投票環境の公平性の確保と、より効率的な選挙事務の執行を図ることを目的とするものです。

2 見直しの理由

平成14年4月の市政施行以来、さぬき市の住民基本台帳人口は当初の56,763人から1万人近く減少しています。この間、市の庁舎や学校施設、子育て支援施設等の見直しや統合が進められ、職員数も人口に比例するように減少してきました。

このような中、さぬき市の投票区については、これまで、投票所となる施設の新設や廃止等により必要に応じて変更してきた経緯はあるものの、おおむね合併前の旧町で定めていた投票区をそのまま引き継いできており、投票区の数をおおむね大きく変更することはありませんでした。そのため、投票区の設置状況や投票所までの距離などについて、地域（旧町）間の差が現在まで解消されていないほか、人口減少等の影響による投票区ごとの有権者数の差が広がってきています。

一方、平成15年に創設された期日前投票制度は、有権者にますます浸透し、全国的にその利用が大きく伸びています。さぬき市においてもこの傾向は同様であり、今後も投票者数に占める期日前投票の利用者の割合は、大きくなっていくものと予想されます。

このような、現在、そして、これからの市の状況に対応した投票環境を実現するためには、早急に投票区等の見直しを行う必要があります。

3 投票区の現状と課題

(1) 投票区数

現在、さぬき市においては34か所（各地区の設置数：津田5、大川5、志度9、寒川6、長尾9）の投票区があります。平成14年の合併により旧町で定めていた投票区をおおむねそのまま引き継いでおり、施設の建替え等による変更以外の見直し実績はありません。

1投票区当たりの平均選挙人名簿登録者数は1,199人（県内8市平均2,376人）で、最も多くの名簿登録者を有するのは第11投票区（志度中学校体育館）の5,531人、最小の投票区は第32投票区（旧多和小学校榎川分校）の94人となっています。全34投票区のうち名簿登録者数が1,000人未満の投票区は20投票区で、全体の約6割を占めています（令和3年9月定時登録）。

【人口】	津田	大川	志度	寒川	長尾	計
500人未満	1	2		2	4	9
500～1,000人未満	2	1	4	2	2	11
1,000～2,000人未満	1	2	3	2	1	9
2,000～3,000人未満	1				1	2
3,000人以上			2		1	3
計	5	5	9	6	9	34

投票区の面積については、最大の投票区は第30投票区（長尾公民館前山分館）の12.91 km²、最小の投票区は第16投票区（さぬき市研修センター）の1.15 km² となっています。

【面積】	津田	大川	志度	寒川	長尾	計
5km ² 未満	5	1	5	4	5	20
5～10km ² 未満		3	4	2	3	12
10～20km ² 未満		1			1	2
計	5	5	9	6	9	34

令和元年7月に執行された参議院議員通常選挙において投票所として使用した施設の種別については、次のとおりです。このうち、その他公共施設は、ふれあいプラザ、農村環境改善センター、旧学校施設等となっており、集会施設6か所は、全て非公共施設となっています。

【施設種別】	津田	大川	志度	寒川	長尾	計
支所				1		1
公民館	2		2		3	7
学校			1		1	2
保育所		1	1			2
その他公共施設	3	2	5	3	3	16
集会施設（非公共施設）		2		2	2	6
計	5	5	9	6	9	34

(2) 選挙人名簿登録者数の減少

さぬき市の選挙人名簿に登録されるのは、さぬき市に住所を持つ年齢満18歳（平成28年の公職選挙法改正前までは20歳）以上の日本国民で、その住民票が作られた日（他の市区町村からの転入者は転入届をした日）から引き続

き3か月以上、さぬき市の住民基本台帳に記録されている人です。

市制施行後の平成14年6月における選挙人名簿登録者数は46,245人でしたが、令和3年9月現在40,760人と年々減少傾向にあります。

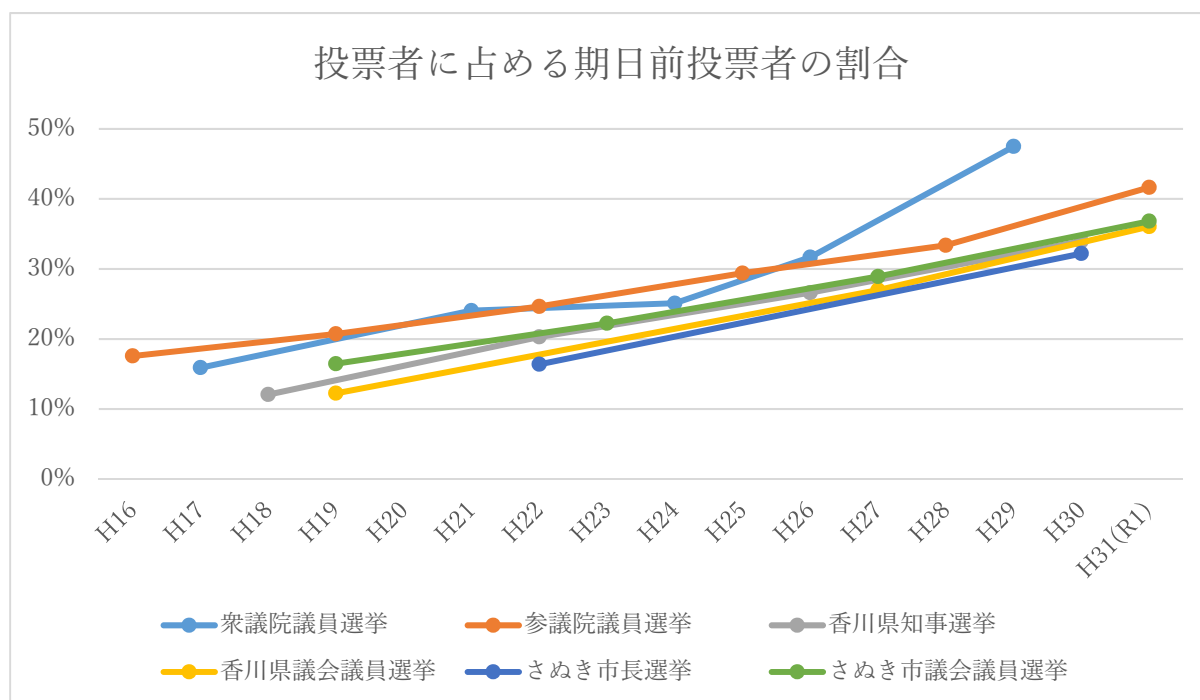
(3) 期日前投票所

期日前投票所については、公職選挙法の規定により選挙期日の告（公）示翌日から選挙期日の前日までの間、午前8時30分から午後8時まで、市役所又は選挙管理委員会の指定した場所に1か所設けることとされています。また、期日前投票所を更に増設設置する場合は、その期間及び時間は選挙管理委員会が指定することとなっています。

さぬき市においては、平成15年の期日前投票制度の創設以降、志度地区及び寒川地区に1か所ずつ設けています。

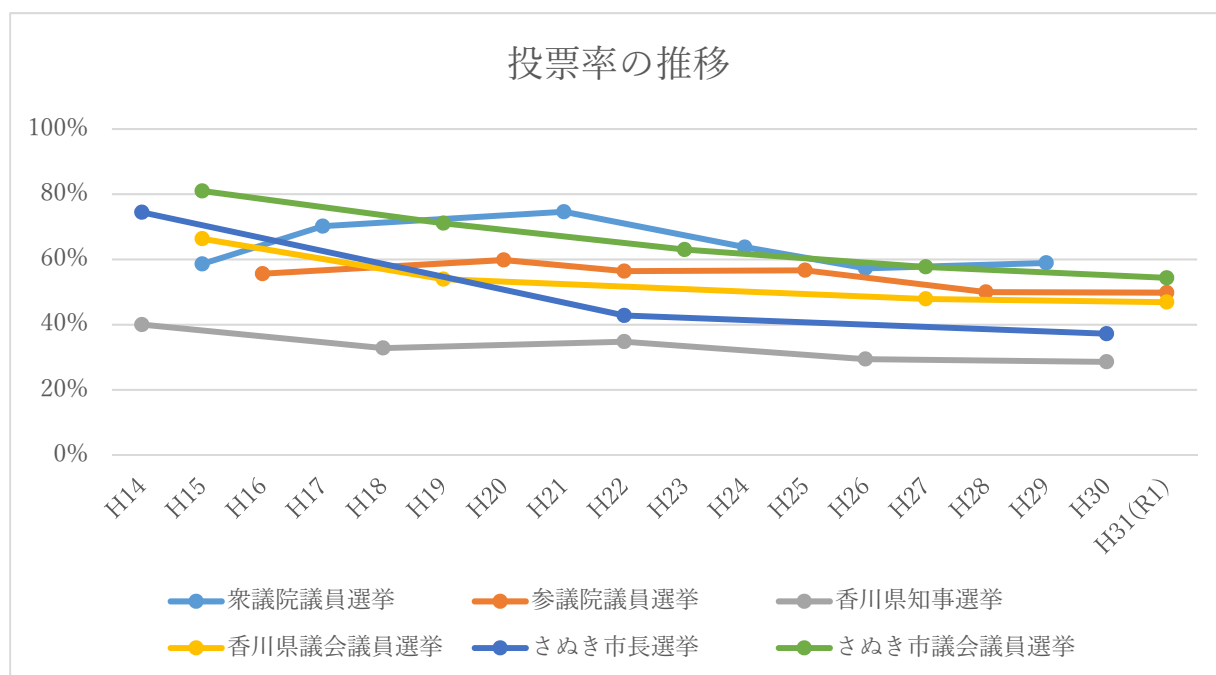
(4) 期日前投票者数の増加

全投票者に対する期日前投票者の割合は、参議院議員選挙に絞って見てみると、平成16年が全投票者数25,683人に対し4,513人で17.57%、令和元年が全投票者数20,968人に対し8,733人で41.65%とかなり増加し、4割以上の方が期日前投票を利用する状況となっています。他の選挙においても同様の傾向であり、平成15年に創設された期日前投票制度が浸透してきたことが結果として表れてきています。



これに対し、市制施行以降に行われた選挙でのさぬき市における投票率は、選挙種別ごとに異なっています。政局や関心によって左右されることもありますが、どの種別の選挙においても低下傾向となっており、期日前投票者数の増加と相まって、選挙人名簿登録者数の減少のみならず、相対的にも当日投票者数が減少してきているといえます。

衆議院議員選挙 平成15年58.60%、平成29年58.94%
 参議院議員選挙 平成16年55.61%、令和元年49.82%
 香川県知事選挙 平成14年40.01%、平成30年28.60%
 香川県議会議員選挙 平成15年66.34%、平成31年46.90%
 さぬき市長選挙 平成14年74.44%、平成30年37.22%
 さぬき市議会議員選挙 平成15年80.99%、平成31年54.35%



(5) 投票環境に関する課題

投票所は、障害を有する方や高齢者の方、乳幼児をお連れの方など、誰にとっても投票しやすい環境として整えていく必要があります。求められる投票環境の内容としては、投票所となる施設の敷地の入口から投票記載場所までの間の段差の解消、スロープの勾配の適正化、必要な場所での人的介助が可能となる体制を整えることのほか、十分な駐車スペースの確保や適切な室温の投票・執務環境の整備等、投票所内の設備や用具の充実などとなっています。

さぬき市内の全34投票区に設置する投票所のうち、施設自体にスロープが

設置されている、又は簡易スロープの設置により段差の解消が図られている施設は23か所であり、残りの11か所に関しては、必要に応じて事務従事者等が介助を行うなどして対応しています。

また、冷暖房設備が備わっていない施設が5か所あり、空調の有無は、特に夏季や冬季の選挙の際に、選挙人や事務従事者等の体調への影響が懸念される場所です。

(6) その他の課題

各投票区に設置される投票所には、公職選挙法の規定により選挙権を有する者の中から投票管理者1人及び投票立会人2人を選任していますが、人口減少や少子高齢化、選挙当日の長時間従事により、その選任が困難な状況になりつつあります。

さらに、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により、選挙経費の基準が従前に比べて大幅に引き下げられることとなり、これまでも増して計画的かつ効率的に選挙を執行することが求められています。

4 見直し基準

投票所の設置は市町村の事務であり、公職選挙法の規定により、その設置の仕方は市町村に委ねられています。そこで、さぬき市における投票区等に関する現状と課題について検討した結果、次に掲げる一定の基準に基づき、投票区等の見直しを行うこととします。

- ①投票区は、さぬき市連合自治会の各支会(旧小学校区16支会)を基本とする。
- ②投票区は、行政区単位の集まりとする。
- ③1投票区当たりの有権者数は、1,000人から3,000人台を基本とする。
- ④現在の投票区については分割せず、地勢及び投票所施設の利便性等を考慮し、隣接する投票区と統合する。
- ⑤投票所施設は、施設の規模、バリアフリー対応や冷暖房設備の有無、駐車スペースの確保等を考慮し、認知度が高く、設備等が整った公共施設を基本とする。
- ⑥投票所への交通手段の確保その他有権者の投票の機会を広く確保するために必要な措置を講ずる。
- ⑦その他有権者の利便性や投票所の立地等を考慮しながら調整を図る。

5 見直し内容

投票区及び投票所は、下記及び(1)のとおり、34か所を23か所とします。

また、今回の見直しにより、投票所となる施設までの距離が一定以上となる投票区については、(2)のとおり移動支援を実施するとともに、期日前投票者数が増加してきている状況に鑑み、(3)のとおり臨時的に期日前投票所を増設します。

(令和3年9月1日現在)

地区		津田	大川	志度	寒川	長尾	計
登録者数(人)		5,293	4,617	16,020	4,398	10,432	40,760
面積(km ²)		13.74	34.49	39.99	23.06	47.35	158.63
投票区数	現行	5	5	9	6	9	34
	見直し後	4	3	7	3	6	23
	増減	△1	△2	△2	△3	△3	△11
1投票区当たり平均登録者数		1,323	1,539	2,289	1,466	1,739	1,772
連合自治会支会数		3	2	5	2	4	16

(1) 投票区・投票所の再編

【現行】



【見直し後】

投票区名	投票所名	登録者数 (人)	面積 (km ²)	新投票所 までの距離 (km)
第1投票区	津田多目的研修集会施設	880	2.84	0.7
第2投票区	旧津田町東部児童館	850	2.48	
第3投票区	津田公民館	2,339	3.64	
第4投票区	北原ふれあい会館	1,044	2.79	
第5投票区	津田公民館北山分館健康教育指導室	180	1.99	
第6投票区	大国木集会場	400	5.84	1.4
第7投票区	松尾ふれあい会館	872	11.08	
第8投票区	南川自然の家	102	6.49	4.5
第9投票区	大川農村環境改善センター	1,571	6.19	
第10投票区	富田保育所	1,672	4.89	
第11投票区	志度中学校体育館	5,531	5.21	
第12投票区	志度保育所	3,561	3.45	
第13投票区	志度公民館末分館	1,054	3.47	
第14投票区	生涯学習館	1,901	4.61	
第15投票区	鴨庄ふれあいプラザ	633	4.46	
第16投票区	さぬき市研修センター	662	1.15	2.0
第17投票区	小田漁村センター	874	6.60	
第18投票区	志度公民館鴨部分館	1,032	5.48	
第19投票区	鴨部ふれあいプラザ	772	5.56	1.4
第20投票区	さぬき市寒川庁舎多目的ホール	1,240	1.70	
第21投票区	さぬき市高齢者生きがい発揮促進施設	656	5.29	1.5
第22投票区	寒川ふれあいプラザ	798	3.89	
第23投票区	大末公民館	206	6.69	2.3
第24投票区	旧神前小学校多目的室	1,127	3.69	
第25投票区	神前老人いこいの家	371	1.80	1.3
第26投票区	造田小学校体育館	2,849	4.99	0.4
第27投票区	造田コミュニティセンター	558	2.50	1.1
第28投票区	長尾公民館	4,305	4.39	
第29投票区	辛立文化センター	1,031	5.19	
第30投票区	長尾公民館前山分館	266	12.91	
第31投票区	多和診療所	304	6.79	
第32投票区	旧多和小学校槇川分校	94	6.59	2.6
第33投票区	長尾公民館昭和分館	823	1.20	
第34投票区	白羽公民館	202	2.79	2.1

投票区名	投票所名	見直し後 登録者数	見直し後 面積	バリアフ リー対応	冷暖房 対応	支会
第1投票区	津田多目的研修集会施設	1,730	5.32			鶴羽
第2投票区	津田公民館	2,339	3.64			津田
第3投票区	北原ふれあい会館	1,044	2.79			津田
第4投票区	津田公民館北山分館健康教育指導室	180	1.99			北山
第5投票区	松尾ふれあい会館	1,272	16.92		無	松尾
第6投票区	大川農村環境改善センター	1,673	12.68			富田
第7投票区	富田保育所	1,672	4.89			富田
第8投票区	志度中学校体育館	5,531	5.21			志度
第9投票区	志度保育所	3,561	3.45			志度
第10投票区	志度公民館末分館	1,054	3.47	未		志度・未
第11投票区	生涯学習館	2,563	5.76			鴨庄
第12投票区	鴨庄ふれあいプラザ	633	4.46			鴨庄
第13投票区	小田漁村センター	874	6.60			小田
第14投票区	志度公民館鴨部分館	1,804	11.04	未		鴨部
第15投票区	さぬき市寒川庁舎多目的ホール	1,896	6.99			石田
第16投票区	寒川ふれあいプラザ	1,004	10.58			石田
第17投票区	旧神前小学校多目的室	1,498	5.49			神前
第18投票区	造田ふれあいプラザ	3,609	10.28			造田 長尾
第19投票区	長尾公民館	4,305	4.39			長尾
第20投票区	辛立文化センター	1,031	5.19			長尾
第21投票区	長尾公民館前山分館	266	12.91	未		前山
第22投票区	多和診療所	398	13.38			多和
第23投票区	長尾公民館昭和分館	823	1.20			長尾

(2) 移動支援対策

投票区等の見直しに伴い、自宅からの距離が遠くなり、投票に行くための移動手段がない有権者の投票機会を確保するため、移動支援を行います。なお、対象地域とする距離の算定については、市内小学校の遠距離通学支援の対象距離を参考に設定しています。

本対策に関しては、まずは試行的に実施し、利用人数等を勘案して運用方法や対象地域を見直していくこととします。

ア 実施時期	選挙期日当日
イ 対象地域	投票所の見直しにより投票所が変更となった区域のうち、旧投票所と新投票所が2.5 km以上離れることとなった区域の選挙人名簿登録者 (南川自然の家→大川農村環境改善センター 4.5 km) (旧多和小学校榎川分校→多和診療所 2.6 km)
ウ 運行形態	タクシー借上げ又は公用車による移動支援
エ 運行路線	旧投票所から新投票所までの間
オ 運行回数	2回程度(午前・午後各1回ずつ)
カ その他	事前予約制とし、希望者は、公示日又は告示日から選挙期日の2日前までの間に選挙管理委員会事務局まで連絡するものとする。

(3) 期日前投票所の増設

期日前投票制度が有権者に浸透している状況に鑑み、有権者が投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を図っていくために、期日前投票所の増設を行います。増設する期日前投票所は、現在、常設の期日前投票所が設置されていない地区において、日数及び開閉時間を限定した上で臨時的に設置することとします。

また、本対策についても、まずは試行的に実施し、増設後の有権者の投票状況等を勘案して設置日数及び開閉時間を見直していくこととします。

【開設場所及び開設日時】

ア 津田公民館	平日1日 8:30~17:00
イ 大川農村環境改善センター	平日1日 8:30~17:00
ウ 長尾公民館	平日1日 8:30~17:00

6 見直しによる効果

- (1) 1 投票区当たりの平均選挙人名簿登録者数が1,199人から1,772人、また、名簿登録者数が1,000人未満の投票区が20投票区から6投票区となり、各投票区における有権者数について一定の均衡化が図られます。
- (2) バリアフリー未対応の投票所が11か所から3か所に、冷暖房設備未設置の投票所数が5か所から1か所となり、投票しやすい環境へつながります。
- (3) 投票管理者及び投票立会人が33人程度、事務従事者が36人程度減少する見込みです。公職選挙法改正による新制度（交替制）の導入も検討しながら、投票立会人等の確保困難の解消に努めます。
- (4) 投票立会人等の減少による人件費の削減やポスター掲示場の減少による委託経費の削減等に伴い、選挙執行経費の縮減が見込まれます。
- (5) 全ての投票所が、ある程度の広さを有する施設になります。複数の選挙が同時執行される場合や新型コロナウイルス感染症対策等を想定し、広い空間の確保に努めます。

7 実施時期及び周知

市民への周知期間、選挙事務の変更作業期間等を考慮し、令和4年4月執行予定のさぬき市長選挙から実施する予定です。

また、市広報、市ホームページ、各種会合、音声告知端末等、あらゆる機会での周知を図ることとします。

8 おわりに

選挙は、市民が直接政治に参加できる最も身近で貴重な機会であり、誰もが投票しやすい環境を整えることが最も重要です。さぬき市の厳しい財政状況の中で、行政改革の推進は全ての事務において避けて通ることができない重要課題であり、社会情勢の変化に合わせて、投票区等を見直し、効率的な選挙の執行体制を整えることが必要不可欠であると考えます。今後も選挙執行事務について調査・研究を重ね、必要に応じて改善を行っていきます。

また、情報技術の進歩等により、電子投票制度の導入など、そう遠くない将来において選挙を取り巻く社会情勢が急速に変化することも予想されますが、先進事例の調査・研究も進め、そういった変化にも柔軟に対応できる体制を構築していきます。

※ポスター掲示場について

公設のポスター掲示場の数は、公職選挙法及び公職選挙法施行令の規定により、投票区ごとに選挙人名簿登録者数及び面積により算出されます。ただし、ポスター掲示場を設置することが困難である等の特別の事情がある場合は、その数を減少することができるようになっており、さぬき市においては、現在、226か所のポスター掲示場が設置されています。

投票区等の見直しに伴い、ポスター掲示場の法定設置数は市内全域で48か所減少し、178か所となる予定です。

地区	ポスター掲示場設置数		増減
	現行	見直し案	
津田	38	27	△ 11
大川	35	26	△ 9
志度	65	54	△ 11
寒川	35	25	△ 10
長尾	53	46	△ 7
計	226	178	△ 48

※香川県内他市の状況について

市町村名	面積 (km ²)	登録者数 (R3.9)	当日 投票所数	期日前投票所数			
				【常設】	【臨時】	(日数)	(時間)
高松市	375.41	353,778	71	7	3	8日 (2か所) 2日 (1か所)	10:00~20:00 10:00~17:00
丸亀市	111.83	92,499	32	3			
坂出市	92.49	43,742	28	1			
善通寺市	39.93	26,402	23	1			
観音寺市	117.84	49,621	39	1			
さぬき市	158.63	40,760	34	2			
東かがわ市	152.83	25,970	28	1			
三豊市	222.7	54,033	34	1	2	3日	8:30~20:00

※令和元年7月執行参議院議員通常選挙(期日前投票16日間)

※投票区の区域について（見直し後）

投票区名	投票区の区域
第1投票区	大山、中谷、岡ノ端東、岡ノ端中、岡ノ端西、鶴部、塩出、東町（鶴羽）、天神、隠谷、中町、西町東、西町中（鶴羽）、西町西
第2投票区	神野、琴林、松原、南船町、船町、山口町、栄町（津田）、新町（津田）、久保、本町（津田）、伊勢町、旭町、寺町（津田）、城北
第3投票区	南羽立、北羽立、北原、吉見、平畑
第4投票区	松尾、江泊、曾根、瀬ノ下、猪塚
第5投票区	向井、北地、昭和、友近、奥谷、坂ノ下、日浦団地、田面団地、王子、阿条谷、山下、大国木、立割、豊田、宗延、大東、森行、八幡、碎石、新名、鮎帰、鹿庭、外ヶ原、老人ホーム
第6投票区	大縦、宗時、南町、中条、横井（南川）、一ノ瀬、昭南、石仏、東町（富田中）、中央通（富田中）、千町、下り松、宮町、時友通、谷町、川東（富田中）、了知坊
第7投票区	田辺町、筒野、筒野通、産宮通、大角（富田西）、栄町（富田西）、平碓、吉金、大井（富田西）、大井団地、古枝、産地
第8投票区	江の口、南中浜、高柳、八丁地、間川、グリーントウン、小方ハイツ、藤村、平竹、小坂、幸田、長行（志度）、津村、津村ハイツ、三井団地、県営住宅、葭池、正面、大蔭、公務員住宅、オレンジタウン北部
第9投票区	今新町、新町（志度）、金屋西、金屋東、北中浜、寺町中西、寺町東、田淵、大橋、塩屋、弁天、天野、マリオン志度
第10投票区	ニュータウン北、ニュータウン中央、ニュータウン南、末西、末東、末南
第11投票区	横井（鴨庄）、鴨庄成山台、大井（鴨庄）、旭ヶ丘団地、松ヶ端、ハッピータウン、大谷、志度東団地、東大谷団地、川西、山脇、小岩、泊、室沖、小方、川東（鴨庄）、シアトル村
第12投票区	新開、長浜、大串（鴨庄）、新田、雇用促進住宅（鴨庄）、白方、穴子、サン・コーポラス鴨庄、大串（小田）
第13投票区	釜居谷、小田東、小田西、坂の下、仁兵谷、奥の谷、中浜、中空東、中空西、西の谷、西浜、興津、笹張東、笹張西
第14投票区	東川田、川田、中空、中通、内間、藁屋上、藁屋下、鳥田（鴨部）、川古、成山、鴨部成山台、鴨部新町、六番、西山、坂子、二番、茂里、日浦、下所（鴨部）、田中、下張、談議所、馬次下、馬次上、大笹、中尾、深宝、白川原、上の坊、楠木、上野
第15投票区	中央通（石田東）、鳥田団地、横内、横内団地、亀石、山王、千代町（石田東）、千代町団地、大角（石田東）、加藤、極楽寺、門入、藁神、森広、本村（石田東）、布勢、向日葵、鳥田（石田東）、山王団地、西山王、橋方、香東園、アメニティ中所、さくら、真清水荘、弥生
第16投票区	長尾谷、天王、八坂町、幸町、天王団地、本町（石田西）、上上内、山田、大末、小倉、道味、女体団地
第17投票区	石井、奥寺、宮内、船井、神崎、山崎、神前団地、山崎団地、東山崎、北山崎、野神、新川、新川東、野間、脇、中村、秋篠団地、山崎中央、たんぼぼ
第18投票区	白羽、緑ヶ丘、長行（造田宮西）、尽誠、宮西中、宮西西、広瀬、沢福、沢福団地、北山団地、内間住宅、造田団地、中組北、中組南、雇用促進住宅（造田是弘）、長尾団地、下所（造田是弘）、下所住宅、西井手団地西、西井手団地東、駅前、野間田西、野間田東、乙井川北、乙井川南、造田ニュータウン、造田グリーンハイツ、野間田東団地、あさひ団地、サーパスタウン造田、野間田ニュータウン、ビレッジハウス野間田、サンフラワー、野間田池田、イーストタウン造田、北山西、北山東、オレンジタウン南部
第19投票区	川北、住吉、ライフステージ長尾、森貞、関ノ上、安松、南安松、荒神、新町五丁目、西町中（長尾西）、西町北、観音、観音住宅、寺町（長尾西）、東寺町、中ノ丁、東町西ノ丁、東町（長尾西）、下筒井、上筒井、上筒井団地、上筒井中央、長尾A団地、新森貞、寺町中、下筒井団地、デザインタウン長尾、新安松、住吉団地、本村（長尾東）、坊丁、千代町（長尾東）、清水、将基、基山、切ノ川、三反地、尾崎西、尾崎東、寿、下通、是行谷中、是行谷上、福良、陵、陵団地、福家、下名、公社長尾団地、クリーンタウン名
第20投票区	下辛立、中辛立、上辛立、西塚原、東塚原、南塚原、紙漉、亀鶴、池ノ内、上名
第21投票区	大石、星越、中津、葛野、来栖、大多和、譲波
第22投票区	相草、額北、額東西、助光、東谷、経座、力石、中山上、中山下、榎川、兼割、菅谷
第23投票区	川東（昭和）、公文明、初音一丁目、初音二丁目、初音三丁目、初音四丁目、下屋、下屋住宅、川上、讃光社宅、味の素社宅、フジフーズ社宅、行基ハイツ、初音五丁目、ゆたか荘、クリエイティブ川上

香川県
さぬき市全図



投票所位置図（見直し後）

